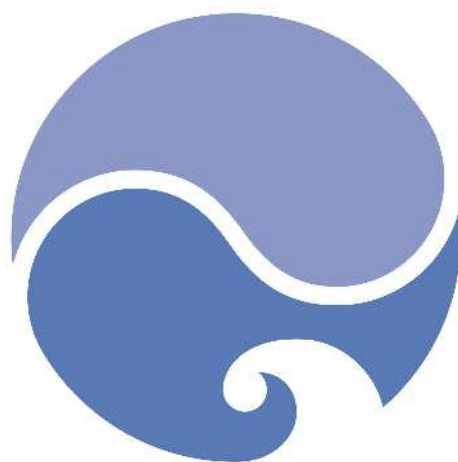


# 浜松市学童等災害共済制度



浜 松 市 教 育 委 員 会

## 浜松市学童等災害共済条例

(趣旨)

第1条 この条例は、学校管理下等において災害を受けた学童等を救済し、もって学校教育の円滑な実施と福祉の増進に寄与するために設ける学童等災害共済制度について必要な事項を定める。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第8号に規定する車両、自動車、電車、航空機、船舶等による交通上の事故及び災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）第3条第1項に規定する災害以外の災害をいう。この場合において、自己の故意によって生じた事故は含まないものとする。
- (2) 学童等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に在学する児童及び生徒をいう。
- (3) 学校管理下等 次のいずれかに該当する場合をいう。
  - ア 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成15年政令第369号。以下「政令」という。）第5条第2項第1号から第4号までに規定する場合
  - イ 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令（平成15年文部科学省令第51号）第26条第1号及び第2号に規定する場合
  - ウ 教育委員会規則で定めるところにより教育委員会の登録を受けた学童等の団体が当該登録に係る活動をしている場合
  - エ その他市長が特に必要があると認める場合

(共済見舞金)

第3条 学童等災害共済（以下「共済」という。）は、当該共済に加入している学童等（以下「会員」という。）が学校管理下等において災害により死亡し、傷害を受け又は障害の状態となった場合において、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める共済見舞金を支給する。

- (1) 死亡した場合 死亡見舞金
- (2) 別表第1に定める程度の傷害を受けた場合 傷害見舞金
- (3) 別表第2に定める程度の傷害を受けた場合 特別見舞金
- (4) 別表第3に定める程度の障害の状態となった場合 障害見舞金

(共済見舞金の額)

第4条 死亡見舞金の額は、200万円とする。

- 2 傷害見舞金の額は、別表第1のとおりとする。
- 3 特別見舞金の額は、別表第2のとおりとする。
- 4 障害見舞金の額は、別表第3のとおりとする。

(共済見舞金の支給制限)

第4条の2 共済見舞金は、その支給事由が生じた場合において、当該災害に係る会員が同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において支給をしないことができる。

- 2 共済見舞金は、同一の災害に関し、第3条各号に掲げる区分ごとに1回限りの支給とする。ただし、障害見舞金にあつては、同一の歯について破折又は脱落をしたもの及び別表第3に規定する歯科補綴等を加えたもの各1回限りの支給とする。
- 3 傷害見舞金は、当該災害に係る会員が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けているときは、支給しない。
- 4 傷害見舞金は、同一の災害に関し政令第3条第1項第1号の災害給付を受けることができるときは、支給しない。
- 5 障害見舞金は、同一の災害に関し政令第3条第1項第2号の災害給付を受けることができるときは、支給しない。

(会員の資格)

第5条 会員となることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定による本市の住民基本台帳に記録されている学童等その他市長が特に必要があると認める学童等とする。

(共済期間)

第6条 共済期間は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

- 2 4月1日以降新たに会員となった者の共済期間の始期は、申し込みのときから始まる。

(共済期間中の資格の得喪及び共済の効力)

第7条 会員が共済期間中において第5条に規定する資格を喪失したときは、当該加入の共済は効力を失うものとする。ただし、その者が当該加入の共済期間中に再び資格を取得したときは、資格を喪失した期間を除き再び資格を取得したとき以後の期間については、その効力を有するものとする。

(共済会費等)

第8条 共済の会費は、会員1人につき60円とし、市が当該額の2分の1に相当する額を負担する。

- 2 会費は、共済の申し込みのときに納める。
- 3 既納の会費は、還付しない。

(共済会費の免除)

第9条 会員が生活保護法の規定による保護を受けている場合若しくはこれに準じると市長が認めた場合又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定による児童福祉施設に収容されている場合は、会費を免除し、市がこれを負担する。

（共済見舞金の支給及び期間）

第10条 共済見舞金は、会員が災害を受けた都度請求により支給する。

2 共済見舞金の請求期間は、災害の発生した日から起算して1年とする。ただし、現に特別見舞金を受けていた者が死亡したときは、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、障害見舞金（永久歯の破折又は脱落に係るものを除く。）の請求期間は、同項の請求期間内に請求を行うことが出来ないことについて、治療上やむを得ないと市長が認める場合に限り、災害の発生した日から起算して3年とする。

（共済見舞金の返還）

第11条 偽りその他不正の手段により共済見舞金を受けた者は、市長が定めるところにより、当該共済見舞金の全部又は一部を返還しなければならない。

2 過誤により共済見舞金を受けた者又は共済見舞金を受けた後に第4条の2第1項、第4項若しくは第5項の規定に該当することとなった者は、市長が定めるところにより、当該共済見舞金の全部又は一部を返還しなければならない。

（共済見舞金の譲渡等の禁止）

第12条 第3条に規定する共済見舞金を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供することができない。

（委任）

第13条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年3月30日浜松市条例第35号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行し、第4条の次に加える規定及び別表第1の改正規定は、同日以後に共済見舞金の支給事由が生じた者から適用する。

附 則（昭和50年3月28日浜松市条例第17号）

1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の浜松市学童等災害共済条例の規定は、この条例の施行の日以後支給事由が生じた死亡見舞金及び廃疾見舞金について適用し、同日前に支給事由が生じた死亡見舞金及び廃疾見舞金については、なお従前の例による。

附 則（昭和52年3月30日浜松市条例第24号）

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年9月30日浜松市条例第54号）

この条例は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則（昭和61年5月31日浜松市条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月26日浜松市条例第28号）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に生じた災害（施行日前に生じた災害により施行日以後に障害の状態となった場合を含む。）に係る障害見舞金について適用し、同日前に生じた災害に係る障害見舞金については、なお従前の例による。

附 則（平成15年12月16日浜松市条例第68号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年12月15日浜松市条例第114号抄）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月24日浜松市条例第26号）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第13条を削り、第14条を第13条とする改正規定は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の浜松市学童等災害共済条例の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害に係る共済見舞金について適用し、同日前に生じた災害に係る共済見舞金については、なお従前の例による。

附 則（平成24年6月15日浜松市条例第46号抄）

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成26年3月24日浜松市条例第37号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日浜松市条例第40号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月15日浜松市条例第20号）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の浜松市学童等災害共済条例の規定は、この条例の施行の日以後に生じる災害に係る共済見舞金について適用し、同日前に生じた災害に係る共済見舞金については、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月24日浜松市条例第33号）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に生じる災害に係る共済見舞金について適用し、同日前に生じた災害に係る共済見舞金については、なお従前の例による。

別表第1（第3条・第4条関係）

傷害の程度	金額
療養に要する費用の額が5,000円未満のもの	2,000円

備考 災害発生時の状況が第2条第3号ア又はイに該当する場合に限る。

別表第2（第3条・第4条関係）

傷害の程度	金額
治療に要した期間が180日以上のもの（医師等の指示により運動に制限が加えられたものに限る。）	30,000円
市長が特に認めたもの	市長が定める額

別表第3（第3条・第4条関係）

区分		1本当たりの金額
障害の程度	災害発生時の状況について第2条第3号アからエまでのうち該当するもの	
2本以下の永久歯に歯科補綴等を加えたもの（歯科補綴を及び抜髄処置を行ったものをいい、歯科医師の判断に基づきこれらを行うことが確実に見込まれるものを含む。以下同じ。）	ア（政令第5条第2項第4号に該当する場合に限る。）又はウ	円 55,000
	ア（政令第5条第2項第4号に該当する場合を除く。）、イ又はエ	110,000
3本以上の永久歯に歯科補綴等を加えたもの	ウ	55,000
	エ	110,000
永久歯が破折又は脱落したもの	ア（政令第5条第2項第4号に該当する場合に限る。）又はウ	5,000
	ア（政令第5条第2項第4号に該当する場合を除く。）、イ又はエ	10,000

備考 障害の程度の認定基準は、教育委員会が別に定める。

## 浜松市学童等災害共済条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、浜松市学童等災害共済条例（昭和47年浜松市条例第27号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

(共済の加入手続)

第2条 学童等災害共済（以下「共済」という。）に加入しようとする者は、学童等災害共済加入申込書（第1号様式）を教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

(学童等の団体の登録)

第3条 条例第2条第3号ウに規定する登録を受けようとする団体は、学童等団体登録申込書（第2号様式）に委員会が必要があると認める書類を添えて委員会に提出しなければならない。

2 条例第2条第3号ウに規定する登録の基準は、別に定める。

(共済見舞金の受給権者)

第4条 条例第3条に規定する共済見舞金（以下「共済見舞金」という。）は、現に会員を養育している者に支給する。

(共済見舞金の請求)

第5条 共済見舞金の支給を受けようとする者は、共済見舞金請求書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて委員会に提出しなければならない。

- (1) 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号。以下「法」という。）第15条第1項第7号に規定する災害共済給付の請求に用いる災害報告書に準じて作成した報告書（傷害見舞金の場合を除く。）
  - (2) 死亡見舞金の場合にあつては、法第15条第1項第7号に規定する死亡見舞金の請求に用いる死亡報告書に準じて作成した報告書並びに死亡診断書又は死体検案書
  - (3) 傷害見舞金の場合にあつては、領収書その他の療養に要する費用の額を証明する書類の写し
  - (4) 特別見舞金の場合にあつては、医師、歯科医師又は柔道整復士による診断の証明書（第4号様式）
  - (5) 障害見舞金の場合にあつては、永久歯に歯科補綴等を加えたときは歯科医師による診断の証明書（第4号様式）及び歯牙障害報告書（第5号様式）、永久歯が破折又は脱落をしたときは歯科医師による診断の証明書（第4号様式）
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要があると認める書類
- (共済見舞金の支給決定等)

第6条 委員会は、前条の規定による請求があつたときは、これを審査して支給の可否を決定

し、その旨を文書により請求者に通知するものとする。

(共済期間中の資格の得喪の届出)

第7条 条例第7条に規定する共済期間中に会員が資格を喪失し、又は取得したときは、これを証する書類を添えて委員会に届け出なければならない。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則(昭和48年3月30日浜松市教委規則第3号)

1 この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際、第11条の改正規定により新たに委員となる者の任期は、改正前の浜松市学童等災害共済条例施行規則第12条の規定にかかわらず1年とする。

附 則(昭和57年9月30日浜松市教委規則第5号)

この規則は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則(平成13年3月30日浜松市教委規則第6号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年12月26日浜松市教委規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月30日浜松市教委規則第11号)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、なお当分の間使用することができる。

附 則(平成21年3月24日浜松市教委規則第9号)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、なお当分の間使用することができる。

附 則(平成27年3月17日浜松市教委規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月18日浜松市教委規則第4号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月23日浜松市教委規則第5号)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、なお当分の間使用

することができる。

附 則（令和6年3月26日浜松市教委規則第20号）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、なお当分の間使用することができる。

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市教育委員会

住所  
申込者（保護者）  
氏名

学童等災害共済加入申込書

学童等災害共済に加入したいので、浜松市学童等災害共済条例施行規則第2条の規定により、次のとおり申し込みます。

記

加入者 （児童生徒）	（ふりがな）	
	氏 名	
	生年月日	
	学 校 名	

年 月 日

（あて先）浜松市教育委員会

所在地  
名称  
申込団体 代表者氏名  
連絡先

学童等団体登録申込書

浜松市学童等災害共済条例第2条第3号ウに規定する登録を受けたいので、同条例施行規則第3条第1項の規定により、関係書類を添えて申し込みます。

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市教育委員会

住所  
請求者（保護者）  
氏名

共済見舞金請求書

共済見舞金の支給を受けたいので、浜松市学童等災害共済条例施行規則第5条の規定により、次のとおり請求します。

記

災害を受けた会員	(ふりがな)	
	氏 名	
	請求者から みた続柄	
	学 校 名	
災害発生年月日		
災害発生場所		
災害の区分		
備 考		

第4号様式（第5条関係）

証 明 書

災害を受けた者	住 所												
	氏 名	性 別											
		生年月日											
傷害又は障害名													
入院治療 日間		最近6月以内の実通院治療日に○印をつけてください。											
年 月 日 ~ 年 月 日	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	計
		12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
		23	24	25	26	27	28	29	30	31			
通院治療 日間（内治療 実日数 日）													
年 月 日 ~ 年 月 日	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	計
		12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
		23	24	25	26	27	28	29	30	31			
年 月 日													
治療・治療見込・転医・中止 継続・その他( )	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	計
		12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
		23	24	25	26	27	28	29	30	31			
投薬期間													
年 月 日 ~ 年 月 日	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	計
		12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
		23	24	25	26	27	28	29	30	31			
備考													

上記のとおり診断します。

年 月 日

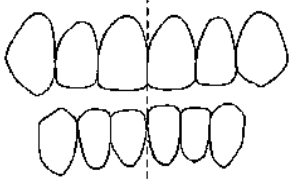
住所

証明者

氏名

第5号様式（第5条関係）

歯牙障害報告書

被災児童生徒	ふりがな		学年	男	災害の状況	災害発生日																													
	氏名			女		当初の傷病名																													
学校長の証明	<p>上記被災者の災害は、学校管理下等において発生したものに相違ありません。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">学校名及び所在地 代表者氏名</p>																																		
担当歯科医の証明	傷病名				初診日																														
	部位				症状固定日																														
<p>※ 治療の内容及び今後の見通しについて詳細に記入してください。</p> <p>※ 歯牙破折・欠損の部位・程度及び補綴の形態（材質を含む。）を記入してください。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>7</td><td>6</td><td>5</td><td>4</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td> </tr> <tr> <td>7</td><td>6</td><td>5</td><td>4</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td> </tr> </table>  </div>								7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7
7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7																						
7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7																						
<p>上記のとおり歯牙の障害を認めます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">医療機関所在地及び名称</p> <p style="text-align: center;">氏名</p>																																			

※ 歯科医師様

この歯牙障害報告書は、浜松市学童等災害共済給付金「障害見舞金」申請に必要な書類です。御協力願います。

## 浜松市学童等災害共済事業基金に関する条例

### (趣 旨)

第1条 この条例は、学童等災害共済事業の円滑な運営に資するため設置する浜松市学童等災害共済事業基金(以下「基金」という。)について必要な事項を定める。

### (財 源)

第2条 基金として積み立てる資金は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 学童等災害共済事業歳計剰余金
- (2) 寄付金

### (管 理)

第3条 基金は、金融機関への預金その他最も確実かつ、有利な方法により管理しなければならない。

### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、基金に繰り入れるものとする。

### (処 分)

第5条 基金は、学童等災害共済事業の共済見舞金の経費に不足が生じた場合の財源に充てる時に限り、これを処分することができる。

### (委 任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、昭和48年3月31日から施行する。

## 浜松市学童等災害共済事業事務処理要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、浜松市学童等災害共済事業における学童等の団体登録、災害共済見舞金の支給等について、浜松市学童等災害共済条例（昭和47年浜松市条例第27号。以下「条例」という。）及び浜松市学童等災害共済条例施行規則（昭和47年浜松市教育委員会規則第6号。以下「条例施行規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

### (登録団体の要件)

第2条 条例第2条第3号ウに規定する登録（以下「登録」という。）を受けることのできる学童等の団体とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 子ども会
- (2) ボーイスカウト・ガールスカウト
- (3) 放課後児童会
- (4) 少年消防クラブ
- (5) スポーツ少年団
- (6) 中学校地域クラブ
- (7) 市主催の文化・芸術活動を行う団体
- (8) 市主催の学校施設を利用する活動を行う団体

### (登録団体の申込み)

第3条 前条各号に掲げる学童等の団体は、条例施行規則第3条第1項の規定により登録の申込みをしようとするときは、学童等団体登録申込書（条例施行規則第2号様式）に次に掲げる書類を添えて教育長に提出しなければならない。

- (1) 団体の会則
- (2) 事業計画書（第2号様式-1）
- (3) 会員名簿（第2号様式-2）
- (4) 団体役員名簿（第2号様式-3）

### (団体の登録)

第4条 教育長は、前条の規定による申込みがあったときは、これを審査し、相当と認めるときは、当該団体の登録を行う。

### (登録の変更)

第5条 登録を受けた団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める届出書を速やかに教育長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書の内容を変更しようとするとき。 事業計画変更届（第2号様式-4）
- (2) 会員に異動が生じたとき。 会員異動届（第2号様式-5）

(条例第2条第3号エに規定する市長が特に必要があると認める場合)

第6条 条例第2条第3号エに規定する市長が特に必要があると認める場合とは、学校の教育課程に深く関連し、教育委員会が適当と認めた活動をしている場合をいう。

(条例第5条に規定する市長が特に必要があると認める学童等)

第7条 条例第5条に規定する市長が特に必要があると認める学童等とは、教育委員会が特別に就学を許可した者をいう。

(共済の効力)

第8条 条例第7条に規定する共済の効力について、条例第6条に規定する共済期間内に共済見舞金の支給事由が生じ、請求前に会員資格を喪失した場合においては、条例第10条の規定に基づき共済見舞金の請求をすることができる。

(共済見舞金の支給決定通知等)

第9条 条例施行規則第6条の規定による通知は、学童等災害共済見舞金支給決定通知書(第6号様式)又は学童等災害共済見舞金支給不承認通知書(第7号様式)により、請求日より70日以内に通知するものとする。

(共済見舞金の支給)

第10条 教育長は、支給することを決定したときは、決定から60日以内に請求者に支給するものとする。

(共済見舞金の返還請求)

第11条 教育長は、条例第11条の規定により共済見舞金の全部又は一部を返還させるときは、学童等災害共済見舞金返還通知書(第8号様式)により通知するものとする。

(補 足)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、なお当分の間使用することができる。

第2号様式-1 (第3条関係)

事業計画書

団体名 ( )

事業計画 (指導計画)			
事業計画の詳細			
4月		10月	
5月		11月	
6月		12月	
7月		1月	
8月		2月	
9月		3月	

※ 上記に記載した事業計画に基づいて活動した場合の災害が見舞金の対象となります。





年 月 日

(あて先) 浜松市教育委員会

所在地  
申込団体 名称  
代表者氏名  
連絡先

事業計画変更届

浜松市学童等災害共済条例第2条第3号ウに規定する登録を受けた当団体(会)の当初申請した事業計画に基づく活動を、次のとおり変更して実施いたしますので、お届けいたします。

記

事業計画の詳細	
当初の計画	
変更後	

年 月 日

(あて先) 浜松市教育委員会

所在地  
申込団体 名称  
代表者氏名  
連絡先

会員異動届

当団体(会)の会員に異動が生じたので、次のとおりお届けいたします。

記

	氏名	学校関係		入退会	
		学校名	学年組	入・退	年月日
1				入・退	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

第 号  
年 月 日

（あて先） 様

浜松市教育委員会  
教育長



学童等災害共済見舞金支給決定通知書

年 月 日付けで請求のあった共済見舞金について次のとおり決定したので通知します。

記

- 1 共済見舞金額
- 2 共済見舞金の対象となった会員名

<請求のとおり決定する場合は、不要>

※ この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、教育委員会に対して審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告（教育委員会が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第 号  
年 月 日

(あて先) 様

浜松市教育委員会  
教育長



学童等災害共済見舞金支給不承認通知書

年 月 日付けで請求のあった共済見舞金については、次の理由により  
支給不承認と決定したので通知します。

記

理 由

※ この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日  
以内に、教育委員会に対して審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内  
に、市を被告（教育委員会が被告の代表者となります。）として提起することができま  
す。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する  
裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第 号  
年 月 日

（あて先） 様

浜松市教育委員会  
教育長



学童等災害共済見舞金返還請求書

年 月 日付け浜松市指令教保第 号により支給した共済見舞金  
については、浜松市学童等災害共済条例第11条の規定により、次のとおり返還するよう  
請求します。

記

- 1 返還理由
- 2 返還額
- 3 返還期限

※ この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日  
以内に、教育委員会に対して審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内  
に、市を被告（教育委員会が被告の代表者となります。）として提起することができま  
す。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する  
裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

## 浜松市学童等災害共済会議設置要綱

### (設置)

第1条 浜松市教育委員会が行う浜松市学童等災害共済条例施行規則第6条に規定する見舞金の支給決定に関する意見を聴取するため、浜松市学童等災害共済会議（以下「共済会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 共済会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 会員より請求があり事務審査が完了した傷害見舞金に関すること。
- (2) 会員より請求があった障害見舞金及び特別見舞金に関すること。
- (3) 共済に関する基本的な施策について必要な事項の調査審議に関すること。
- (4) 前3号に規定するもののほか、共済見舞金について必要な事項

### (委員)

第3条 共済会議は、別記1に掲げる職にある者を委員として組織する。

- 2 共済会議に委員長及び副委員長を置き、委員長は学校教育部長、副委員長は学校教育部次長（教育総務課長）の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、共済会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

### (有識者からの意見徴収)

第4条 共済会議は、別記2に掲げる者のうちから選任された有識者に、障害の程度、治療期間等に関する専門的意見を必要に応じて聴くことができる。

### (謝礼)

第5条 共済会議に出席した有識者に対して謝礼を支給するものとし、その額は日額8,800円とする。

### (会議)

第6条 共済会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 共済会議が必要と認めるときは、有識者等の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、共済会議は、関係各課の職員の出席を求めることができる。
- 4 委員が会議に出席できないときは、当該委員が指名する者を代理で出席させることができる。
- 5 委員及び有識者は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法を活用し、共済会議に出席することができる。

(秘密の保持)

第7条 共済会議に出席し、又は関係した者は、職務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。

2 個人情報を保護するため、会議は公開しない。

(事務局)

第8条 共済会議の事務局は、浜松市学校教育部健康安全課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

別記1

(1) 学校教育部長

- (2) 学校教育部次長（教育総務課長）
- (3) 学校・地域連携課長
- (4) 教育施設課長
- (5) 教職員課長
- (6) 教育センター所長
- (7) 指導課長
- (8) 教育支援課長
- (9) 健康安全課長

## 別記 2

- (1) 整形外科医又は外科医
- (2) 歯科医
- (3) 知識経験者